

持続可能な公共交通の実現支援補助金公募要領

■ 申請書兼補助事業実績報告書の提出期間

【令和5年8月31日（木）までに事業終了しているもの】
締切：令和5年9月29日（金） 午後5時（必着）

【令和6年1月31日（水）までに事業終了しているもの】
締切：令和6年2月7日（水） 午後5時（必着）

※ 令和5年4月1日（土）以降で令和6年1月31日（水）までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。

■ 申請書兼補助事業実績報告書の提出先

一般社団法人 広島県タクシー協会

○ 所在地：〒733-0036 広島市西区観音新町1丁目7番71号

○ 提出方法

① 郵送申請：〒733-0036 広島市西区観音新町1丁目7番71号
一般社団法人 広島県タクシー協会 宛て

② 持参申請
受付時間：9:30~12:00、13:00~17:00 月~金曜日（土日祝を除く）

■ 問合せ先

一般社団法人 広島県タクシー協会

○ 電話：082-233-9155

○ E-mail：hiroshimajizoku-taxi@biscuit.ocn.ne.jp

○ 受付時間：9:30~12:00、13:00~16:30 月~金曜日（土日祝を除く）

《 目 次 》

I	事業概要	3
1	目的	3
2	対象事業者	3
3	補助対象期間	3
4	申請期限	3
5	対象事業及び対象経費	4
6	補助率及び補助上限・下限額	4
II	申請概要	5
1	申請期間	5
2	申請の流れ及び提出書類	5
III	事業実施	7
1	事業実施等について	7
2	補助事業者の義務等	7
IV	その他の留意事項	7

I 事業概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、燃油価格の高騰により、厳しい経営環境にある公共交通事業者に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した省エネ対策の取組等を支援することにより、持続可能な「公共交通」の実現を図ることを目的としています。

2 対象事業者

次のいずれにも該当するもの。

- ① 広島県内に本社、支社及び営業所を置く、道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（福祉限定を除く）の許可を受けた法人事業者であること。

但し、本社が広島県内にない事業者については、県内の営業所（支社）名で補助申請ができること。

また、以下の②～⑦のすべてを満たすことが必要です。

- ② 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- ③ 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- ④ 国、県、一般社団法人広島県タクシー協会（以下「協会」）が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- ⑤ 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- ⑥ 国税及び県税に未納がないこと。
- ⑦ 事業継続の意思があること。

3 補助対象期間

令和5年4月1日（土）から令和6年1月31日（水）まで

※ 原則対象期間内に発注、支払いが完了した経費が補助対象となります。

※ 都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和6年2月29日（木）までに納品が確実と認められるものに限り、概算払い等個別相談対応させていただきます。

4 申請期限

【令和5年8月31日（木）までに事業終了しているもの】

締切：令和5年9月29日（金） 午後5時（必着）

【令和6年1月31日（水）までに事業終了しているもの】

締切：令和6年2月7日（水） 午後5時（必着）

5 対象事業及び対象経費

次にあげる事業の実施に要した経費

① 環境対策事業（省エネ対策事業）

燃油費高騰対策に資する事業で環境対策に資するもの

《事 例》

- ・「低燃費性能」または「ロングライフ性能」を有するとして選定されたタイヤへの履き替え（タイヤメーカーが低燃費・省燃費又はロングライフ性能がデータとして示されていること）
※別紙「持続可能な公共交通の実現支援補助金 対象タイヤ一覧」記載されたものを対象とします。一覧にないものを購入する場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。なお、購入されたものについて、交付対象とならない場合があります。
- ・車両購入・更新（中古車については、原則、平成27年度燃費基準達成車以上の車両）
※車両購入・更新の場合は、必ず事前に事務局にご相談ください。なお、購入されたものについて、交付対象とならない場合があります。
- ・エコドライブ研修の実施 など

※その他、協会が認める経費

② デジタル化対策

燃油費高騰対策に資する事業でデジタル化対策に資するもの

《事 例》

- ・デジタル運行記録システム（「事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）」において国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計）の導入
- ・ダイヤ編成システムの導入・更新（最適なダイヤ編成による回送削減） など

※その他、協会が認める経費

○補助対象とならない経費

次の経費は補助の対象となりません。

- ① 広島県内の営業区域の乗用事業以外の事業に供する車両等に掛かる経費
- ② 間接経費（振込手数料、光熱費、収入印紙代等）
- ③ 対象期間後に支出した経費
- ④ 既存機器更新等に要した経費
- ⑤ ランニングコスト（家賃や通信費などの経常的な経費など）
- ⑥ 雇用に係る経費
- ⑦ 不動産購入に係る経費
- ⑧ 補助対象経費の申請、請求に係る経費の証拠書類に不備のある経費
- ⑨ その他、補助金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

○消費税等の取扱について

消費税等は補助対象となりません。

補助金額に消費税等が含まれている場合、補助事業完了後、補助金に係る消費税等仕入控除税額(※)の確定に伴い、仕入控除税額確定報告書の提出を求めることになります。

6 補助率及び補助上限額

補助対象事業費の2/3以内

補助金上限額：自社の所有する広島県内の営業区域の乗用事業に供する車両×2万円

※ 補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金交付額とします。

II 申請概要

1 申請期間

【令和5年8月31日（木）までに事業終了しているもの】

締切：令和5年9月29日（金） 午後5時（必着）

【令和6年1月31日（水）までに事業終了しているもの】

締切：令和6年2月7日（水） 午後5時（必着）

※ 令和5年4月1日（土）以降で令和6年1月31日（水）までに支出が完了している経費が補助対象です。

※ 交付決定後、「事業者名（個人事業者においては、個人事業者名）」「交付金額」実施した「持続可能な公共交通の実現支援補助金事業」を公表することがあります。

2 申請の流れ及び提出書類

補助対象経費、補助金交付申請額など算出については、提出前に確認をお願いします。

(1) 申請方法

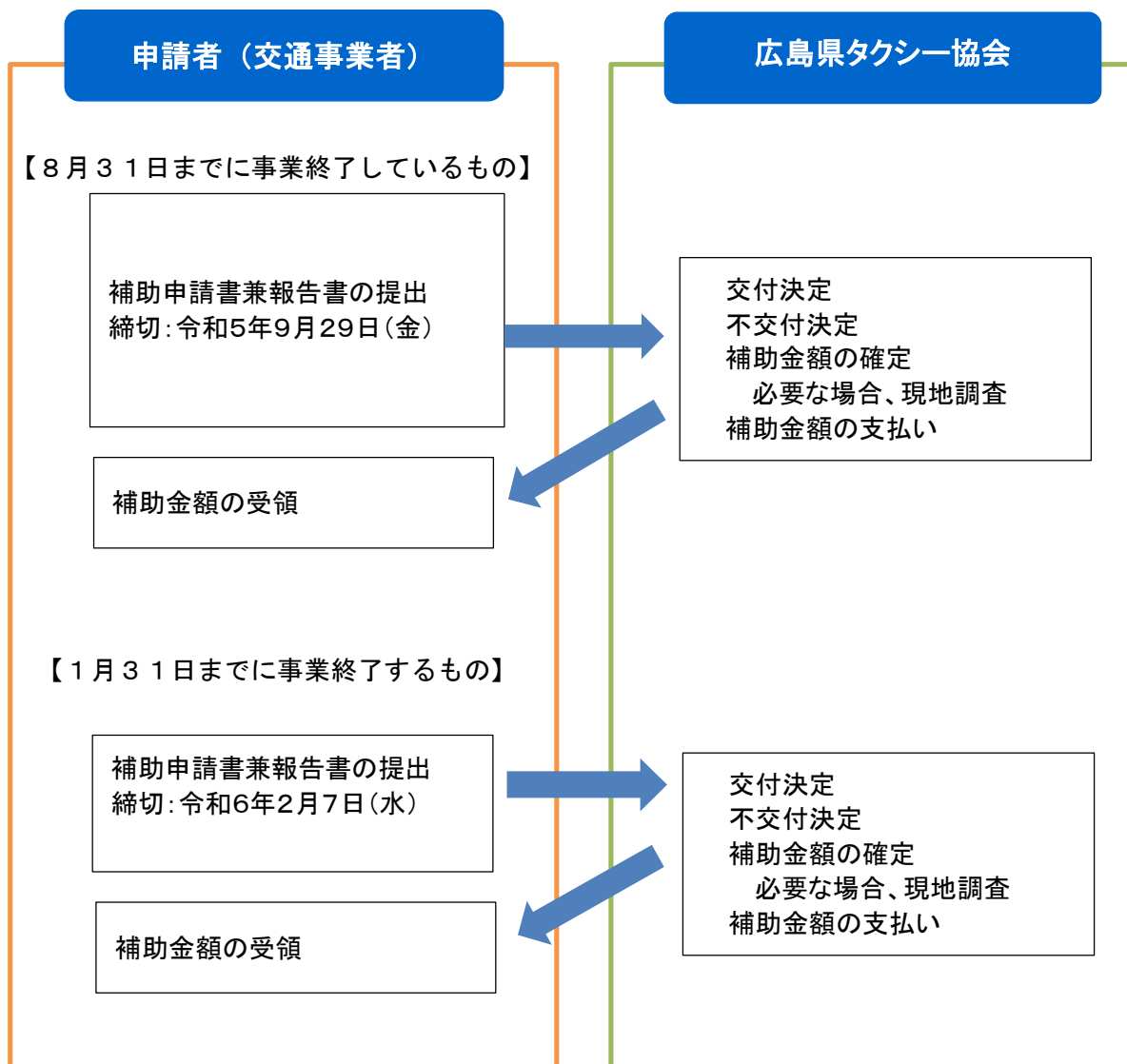
① 提出先：一般社団法人 広島県タクシー協会

〒733-0036 広島市西区観音新町1丁目7番71号

② 持参（持参の場合は、月～金曜日（祝日を除く）に限り受理します。）

受付時間：9：30～12：00 13：00～17：00 月～金曜日（土日祝を除く）

(2) 申請フロー



【提出書類】

1 補助申請兼実績報告時

① 持続可能な公共交通の実現支援補助金 交付申請書兼補助事業実績報告書	別記様式第1号
② 事業報告及び経費積算内訳書	別記様式第1号 別紙1
③ 振込希望口座情報	別記様式第1号 別紙2
④ 誓約書	別紙3
⑤ 輸送実績報告書（R4）の写し ※車両数のわかる頁	添付すること
⑥ 支出内容が確認できる資料（写しでも可） （納品書、請求書、領収書等） ※1 1月31日までの支払いとなっているもの ※2 領収書は、補助申請者名での請求となっているもの（上様は認められない） ※3 レシートは認められないことから、領収書を徴取すること ※4 総合振込の場合は、補助対象経費を含めた振込額と同額となる相手方からの請求書を添付すること。また、補助対象経費がわかるようにすること	必要に応じて添付すること
⑦ 備品の設置状況がわかる写真	添付すること
⑧ 通帳のコピー（表面、表紙をめくった1枚目）	添付すること
⑨ （車両購入の場合）自動車検査証の写し ※自動車検査証記録事項を添付すること	添付すること

Ⅲ 事業実施

1 事業実施等について

- ① 対象となる経費は、令和5年4月1日（土）以降、令和6年1月31日（月）までに支出した経費です。
- ② 交付決定について
 - ・ 交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。
 - ・ 補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。
- ③ 補助金の支払いについて
申請書兼補助事業実績報告書の提出を受け、補助金の額を確定し、交付決定通知後、支払います。

2 補助事業者の義務等

補助事業の交付決定を受けた場合は、次の条件を遵守しなければなりません。

（1）検査への対応について

補助事業終了後であっても、協会などが補助事業の運営及び経理状況について現地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

Ⅳ その他の留意事項

（1）他の補助制度との併用

国及び市町などが実施する他の補助制度が認めている場合、併用した交付申請も可能です。

なお、他の制度と併用している場合、交付決定額の合算が、過剰にならないよう留意してください。交付決定後に過剰が発見された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

（2）根拠書類

支出根拠書類として同一書類により、同一額を複数の補助対象経費として重複申請した場合、全ての対象の申請を受理しません。また、交付決定後において重複申請が判明した場合、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

（3）提出された申請書類等の取扱いについて

提出された申請書類等の機密保持については、補助事業実施のためにのみ使用します。ただし、補助事業者に採択された場合は、協会及び広島県の情報公開規定に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

補 助 事 務 Q & A

補助事務（共通）

（問1）令和5年4月1日以前に発注し、補助期間内に納入されたものは補助対象になりますか。

（答1）補助対象にはなりません。令和5年4月1日以降に発注し、原則令和6年1月31日までに納品・支払されたものが対象となります。

但し、都合により、期限内に納期が間に合わない事業のうち、令和6年2月28日までに納品が確実と認められるものに限り、個別相談対応させていただきます。

（問2）補助申請書兼実績報告書等への押印（代表社印）は必要ですか。

（答2）補助申請書兼実績報告書等については、押印は不要です。

（問3）複数の事業（タイヤ購入、デジタル運行記録システムなど）を合わせて自社の補助上限額を超えるように申請することは可能ですか。

（答3）可能です。その場合は、申請書兼補助事業実績報告書等にそれぞれの事業内容について記載してください。補助金額は上限額までとなります。

（問4）低燃費性能タイヤ等を購入・装着した車両のみが補助上限額の積算対象でしょうか。

（答4）補助上限額は、自社の所有する乗用車量（乗合車両）数×2万円、または補助対象経費の2/3のどちらか少ない額です。車両購入1台に対し、補助上限額まで活用することも可能です。

（問5）乗合タクシーと乗用事業を行っている場合、補助申請、補助上限額はどうなりますか。

（答5）乗合事業に供しているものについては、公益社団法人広島県バス協会に、乗用事業に供しているものは一般社団法人広島県タクシー協会に申請してください。共用しているものについては、どちらかにまとめていただき重複申請しないよう留意してください。補助上限額については、各申請とも車両×2万円となります。

（問6）補助申請、実績報告の申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。

（答6）原則、期限後申請、報告は受けません。やむを得ない事業がある場合は、事前に事務局に相談してください。

（問7）令和5年8月31日までに事業終了しているもので、9月29日の締切に間に合わなかった場合、最終締切までに提出すれば補助を受けられますか。

（答7）原則、期限後申請、報告は受けません。やむを得ない事業がある場合は、事前に事務局に相談してください。

（問8）全ての事業について補助金の概算払い（事前支払い）が可能ですか。

（答8）原則、事業終了後の精算払い（実績払い）とさせていただきます。1月末時点での納品が難しい事業について、個別相談させていただければと考えています。

補助対象（タイヤ購入）

（問9）タイヤ購入については、車両への設置までが完了している必要がありますか。

（答9）補助対象期間内に納品・支払いが完了していれば補助金の対象となります。但し、車両への設置後、速やかに設置状況のわかる写真等の資料を事務局へ送付してください。当面、車両へ設置せず、保管しておく場合は、別途、事務局へ相談をしてください。

（問10）タイヤ購入については、車両への設置工事費も補助対象となりますか。

（答10）補助対象となります。但し、その場合は、補助対象期間内に、設置工事が完了し、支払いが終了していることが条件となります。

補助対象（車両更新）

（問11）車両購入については、新車でなければならないのですか。

（答11）中古車購入も補助対象となります。中古車両の購入については、原則、改正省エネ法に基づく2015年度（平成27年度）燃費基準達成車以上の車両を対象とし、補助申請時に、更新前の車両との比較による燃費向上について説明してください。

（問12）EV車等の購入に付随する充電設備の購入や付帯工事も補助対象となりますか。

（答12）補助対象となります。但し、充電設備設置工事のみの事業では補助対象となりません。車両購入とセットで補助申請をお願いいたします。

持続可能な公共交通の実現支援補助金交付要綱

広島県補助事業執行団体
一般社団法人 広島県タクシー協会

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、原油価格や物価高騰の影響を受ける広島県内に本社、支社、営業所等を置く道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（福祉限定を除く）の許可を受けた法人事業者（以下、「事業者」という。）に対し、燃油費の高騰に左右されない経営の安定化を目指した省エネ対策の取組等を支援することにより、持続可能な公共交通の実現を図ることを目的とする。

(補助金交付の対象者)

第2条 広島県内に本社及び営業所を置く、道路運送法の規定による「一般乗用旅客自動車運送事業」（福祉限定を除く）の許可を受けた法人事業者であること。（一般社団法人 広島県タクシー協会（以下、「協会」という。）の会員、非会員を問わない。）

但し、本社が広島県内にない事業者については、県内の支社、営業所名で補助の申請ができることを条件とする。

2 次の各号のすべてに該当する事業者であること。

- (1) 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していること。
- (2) 補助対象として申請した内容（経費）に関して同一品目において、国・県・市町等が実施する併用を不可とする他の制度（補助金等）から補助金を交付されていないこと。
- (3) 国、県、協会又は協会から委託された者が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 国税及び県税に未納がないこと。
- (6) 事業継続の意思があること。

(補助金交付の対象)

第3条 補助交付の対象となる事業は、燃油高騰対策に資する環境対策及びデジタル化対策のうち協会長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者は、別記様式第1号による支援金交付申請書兼実績報告書、その他協会が必要と認める書類を添えて、協会に提出しなければならない。

2 事業者は、補助金の申請について、他の団体から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を原資とした支援金又は補助金等を受けている場合は、事前に協会に問い合わせることとする。

(補助金の上限)

第5条 補助金の上限は、第3条に規定する経費の3分の2（千円未満端数切捨て）、又は、事業者の所有する乗用（タクシー）事業に供する車両数に2万円を乗じた額のいずれか小さい額とする。

(申請の期限)

第6条 補助金の申請は、令和5年8月31日までに事業終了しているものについては、令和5年9月29日を期限とする。令和6年1月31日までに事業終了しているものについては、令和6年2月7日を期限とする。

但し、交付申請の状況を踏まえ、協会長が必要と認めた場合は、申請期限の延長、新たな申請期間の設定について定める場合がある。その場合は、別途、事業者に対して周知を行う。

(交付の決定)

第7条 協会は、第4条の補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった時には、速やかにその内容を審査し、申請が適正と認められる場合は、交付決定を行い、事業者に対し、別記様式第2号により通知する。

また、申請の内容が補助の要件を充たしていない場合は、不交付の決定を行い、別記様式3号により、通知する。

(申請の取下げ)

第8条 事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。申請の取下げをすることができる期間は、前条の通知を受領した日から起算して20日以内とする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、この要綱又はこの要綱の規定に基づく協会の指示等に違反したとき
- (2) 事業者が、虚偽の申請等の不正や、その他協会が不相当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合
- (3) 事業者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- (4) 交付決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 協会は、前項の取消し又は変更をした場合で、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

第10条 事業の実績報告については、第4条の規定による支援金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

(額の確定)

第11条 協会は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容の審査を行い、報告内容が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定する。

(交付の方法等)

第12条 協会は、前条の規定により額を確定したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(帳簿等の保存期間)

第13条 事業者は、補助金に関する収支を明らかにした帳簿(申請書類等一式)を備え、補助金を受領した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第14条 協会は、必要に応じ、補助事業の状況等について、事業者に対し報告させ、又は指定する職員に係る事業者の施設に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 事業者は、立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(処分制限)

第15条 事業者は、補助金交付対象を購入した日から起算して、1年を経過するまでの期間、車両購入にあっては、登録の日から起算して、法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡(転売)、交換、廃棄、売却、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

(その他必要な事項)

第16条 協会は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。